

令和7年11月10日

みんなで築こう人権の世紀「人権市民のつどい」を開催します

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人権講演会、中学生の人権作文朗読などを通じて、人権について一緒に考えましょう。

基本的人権の大切さを認識し、人権尊重が日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚豊かな地域社会づくりを目的に「人権市民のつどい」を開催します。

日 時

・令和7年11月18日（火） 午後1時30分～午後4時

場 所

・みやづ歴史の館文化ホール（宮津市字鶴賀 2164）

内 容

- ・人権啓発書道、ポスター、標語表彰式
- ・中学生人権作文の朗読
- ・人権講演会
“差別をなくす” から” 手をつなぐ “へ ～グローバルに生きる～
講師：岡本 工介さん（タウンペース WAKWAK 業務執行理事）
- ・人権相談所の開設
- ・人権啓発書道、ポスター、標語の展示

その他

- ・主催：宮津市、宮津市教育委員会、丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会
- ・入場無料 ・手話通訳、要約筆記あり
- ・駐車場：市営浜町立体駐車場をご利用ください。
- ・令和6年度参加者数（令和6年11月13日開催）：180人

【担当者のコメント】

人権講演会講師の岡本 工介さんは、実践と研究のかたわら人権啓発や包摂型のまちづくりに携わる一方で、大学の研究員や非常勤講師を務められ、また、人権啓発などに関する講演会及び企業、教職員研修の講師やワークショップのファシリテーターを担うなど全国でご活躍されています。

お問い合わせ先

市民環境部 / 市民環境課 / 人権啓発係 TEL：0772-22-4622

みんなで築こう人権の世紀 人権市民のつどい

入場無料

～ 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ～

2025年11月18日 火

13:30～16:00

要約筆記・手話通訳有

13:30～ 式典

人権啓発書道・ポスター・標語表彰式

14:00～ 中学生人権作文の朗読

14:25～ 人権講演会

“差別をなくす”から“手をつなぐ”へ
～グローバルに生きる～

講師

岡本 工介 さん

- * 社会福祉士
- * 関西大学人権問題研究室委嘱研究員
- * タウンベースWAKWAK業務執行理事 兼 事務局長

実践と研究のかたわら人権啓発や包摂型のまちづくりに関する講演会および企業、教職員研修の講師やワークショップのファシリテーターなど全国でご活躍されています。

- 小・中学生の人権啓発書道・ポスター・標語を展示します
- 人権相談所を開設します（14:00～）



会場 みやづ歴史の館

※ 駐車場は市営浜町立体駐車場をご利用ください。（5時間以内無料）

主催 / 宮津市 宮津市教育委員会

丹後・中丹人権啓発活動地域ネットワーク協議会

【お問い合わせ】 宮津市 人権啓発係（杉末会館内）

TEL 0772-22-4622 jinken@city.miyazu.kyoto.jp

知っていますか？人権3法

障害者差別解消法 (H28.4.1施行)

【不当な差別的取り扱いの禁止】

この法律では、国や地方公共団体等及び民間事業者が、「障害を理由として差別すること」を禁止しています。

【合理的配慮の提供】

国や地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。

ヘイトスピーチ解消法

(H28.6.3施行)

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。この法律では、違いを認め、互いの人権を尊重し合うことが求められています。

部落差別解消推進法

(H28.12.16施行)

この法律では、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえたうえで「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざしています。

STOP! DV

11/12～25は、「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」&「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。DVをなくしていくためには、まず私たち一人ひとりが、DVについて関心を持ち、「知る」ことが大切です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは…

夫婦や恋人などの親密な関係にある、または親密な関係にあった者から振られる暴力のことです。

内閣府調査によると、女性の4人に1人、男性の5人に1人が配偶者から、女性の6人に1人、男性の12人に1人がDV（デートDV）を受けた経験があると回答しています。

DV被害は、PTSD(心的外傷ストレス障害)を引き起こしたり、DVを見た子どもには心身の発達に申告な影響を与えます。

気づかぬうちに被害者になっていませんか？

- ☐ 相手のことをとてもやさしいと感じる時と、反対にとてつもないと感じるときの差が極端にありますか
- ☐ 携帯電話をチェックされたり、友だちのメールやアドレスを消されたことがありますか
- ☐ 「愛しているならいいだろう」と、気が進まないことをさせられたことがありますか

気づかぬうちに加害者になっていませんか？

- ☐ 相手が自分の意見に従わないと、イライラして怒ったりしますか
- ☐ 相手が自分以外の人とも仲良くしていると、腹が立って責めたりしますか
- ☐ 腹を立てたとき、相手をたたいたり、大声で怒鳴ったりしたことがありますか

◆◆◆DVは当事者だけで解決することが難しい問題です◆◆◆

被害者自身が「夫婦間のことだから我慢しなければ」「暴力は愛情の裏返し」「いつか相手は変わってくれる」と考え、これが暴力で重大な人権侵害と思わない場合があります。被害者自身や周囲の方がDVだということに気づくことが、解決の第一歩です。ひとりで悩まないで相談してください。

[相談窓口] 宮津市 市民環境課 人権啓発係（杉末会館内） TEL 22-4622